

上三川町家庭用低炭素推進設備等導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭用低炭素推進設備（以下「設備等」という。）を購入及び導入する者に対してそれに伴う費用の一部を補助することにより、地球温暖化の抑制に貢献するとともに、町民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援し、低炭素社会の実現及び災害に強い安心・安全なまちづくりを目的として交付する上三川町家庭用低炭素推進設備等導入補助金（以下「補助金」という。）について、上三川町補助金等基本条例（平成20年上三川町条例第9号。以下「補助金等条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽電池 太陽光の照射を受けて光エネルギーを電気に変換することにより電気を発電する装置をいう。
- (2) 太陽光発電システム 太陽電池を利用することにより太陽光を受けて電気を発電する装置をいう。
- (3) 定置型蓄電池 蓄電池部及びインバーター等の電力変換装置を備え、太陽光発電システムにより発電した電力を繰り返し蓄え、必要に応じて電力として使用するために必要な機能を有する設備をいう。
- (4) 住宅 申請者が自ら居住するために用いる家屋（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含む。）をいう。
- (5) 電気自動車 給電機能を有し、搭載する電池によって駆動される電動機のみを原動機として搭載し、内燃機関を併用しない四輪以上の検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた法第2条第2項に規定する自動車をいう。）をいう。

(補助対象設備等)

第3条 補助の対象となる設備等（以下「補助対象設備等」という。）は、別表第1に掲げるものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 第6条に規定する申請の際、自ら居住する町内の住宅に、別表第1で規定された設備等を購入及び導入した者。ただし、電気自動車にあつては、新車登録日の1年以上前から申請日まで引き続き町内に住所を有する者とし、定置型蓄電池にあつては、導入する住宅が他者の所有に属する場合、その同意を得ている者
- (2) 町税（町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、国民健康保険税及び都市計画税をいう。）を滞納していない世帯に属する者。
- (3) 上三川町暴力団員排除条例（平成24年上三川町条例第30号）第2条第4号及び第5号又は上三川町暴力団排除条例施行規則（平成24年上三川町規則第32号）第2条に該当しない者
- (4) 過去にこの補助金の交付を受けていない世帯に属する者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第2のとおりとし、予算の範囲内で別表第1の補助対象設備等に対し、各1回限り交付する。

- 2 町長は、先着順で交付申請を受け付ける。
- 3 町長は、交付申請額の合計が予算の範囲を超える見込みがあるときは受付を停止することができる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象設備等に該当するものを購入及び導入した日の属する年度内に、上三

川町家庭用低炭素推進設備等導入補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）に別表第3に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が適正であるかどうか審査し、補助金の交付又は不交付について決定をし、申請者へ上三川町家庭用低炭素推進設備等導入補助金交付決定通知書兼額確定通知書

（別記様式第2号）又は上三川町家庭用低炭素推進設備等導入補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第8条 町長は、第6条の申請を受けた場合に、当該申請が補助金の交付の要件に適合しないと認めるときは、申請者に対して適合させるための措置を採るよう命ずることができる。

（補助金の交付の請求）

第9条 第7条の交付決定及び額の確定通知を受けた申請者は、上三川町家庭用低炭素推進設備等導入補助金交付請求書（別記様式第4号）により、町長に補助金の交付を請求することができる。

（補助金の交付決定の取消し）

第10条 町長は、申請者が補助金等条例第23条第1項各号のいずれかに該当すると認めたとき又は第4条のいずれかに該当しないときは、第7条の補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、上三川町家庭用低炭素推進設備等導入補助金返還請求書（別記様式第5号）により期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

（財産の管理等）

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得し、効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良な管理者の

注意をもって管理し、第1条に規定する目的のため、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助対象設備等を別表第4で定める期間内において、町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し又は担保に供してはならない。

(財産の処分の承認)

第13条 補助金の交付を受けた者は、前条の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ上三川町家庭用低炭素推進設備等導入補助金財産処分承認申請書(別記様式第6号)に関係書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、財産処分承認申請書の提出をもって町長の承認があったものとみなし、当該補助金の全部又は一部の返還を求めない。

(1) 災害若しくは火災により使用できなくなった住宅又は立地上若しくは構造上危険な状態となった住宅の取壊し等に伴う処分

(2) その他町長が認める場合

2 前項に規定する申請があったときは、その内容が適正であるかどうか審査し、前条に反するものと認められる場合は、第10条の規定により、補助金等の交付決定を取り消す。

3 第10条第2項に規定する補助金の全部又は一部に相当する金額は、次の式により算定した額とする。

取得財産等への補助金交付額 × (取得財産等に係る耐用年数 - 供用年数) / 取得財産等に係る耐用年数

4 前項に規定する耐用年数は別表第4に定める年数を、供用年数は使用に供した日から取得財産等を処分する日までの年数をいう。なお、それぞれの年数に1年未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

(町への協力)

第14条 補助金の交付を受けた者は、町が取り組んでいる地球温暖化対策に関する取組等について協力するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）

補助対象設備等	補助要件
定置型蓄電池	<p>(1) 停電時に太陽光発電システムから直接充電でき、分電盤を介して住宅に電気を供給できるものであること。</p> <p>(2) 蓄電ユニットの増設及び設備改修等ではないこと。</p> <p>(3) 住宅用の新品であり、かつ、リース契約によるものではないこと。</p> <p>(4) 発行されている保証書の日付が当該補助事業年度内であること。</p>
電気自動車	<p>(1) 自動車検査証に記載された車両登録日が当該補助年度内であること。また、車両登録年月日と初年度年月の年月が一致していること。ただし、車両ナンバーに変更があった場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 四輪以上の自動車であり、自動車検査証において燃料の種類に電気と記載されているもの。</p> <p>(3) 自動車検査証の「車両の所有者」が申請者であること。ただし、割賦により購入し、車両の所有者が異なる場合、割賦払い終了後に申請者へ所有権が移行されることが確認できれば対象とする。</p> <p>(4) 自動車検査証に記載されている「車両の所有者の住所」と申請者の住民票に記載されている住所が一致していること。ただし、割賦により購入する場合には、本文中「車両の所有者の住所」とあるのは、「車両の使用人の住所」と読み替えるものとする。</p> <p>(5) 車両外部に電力を供給できる機能を有すること。</p>

	<p>(6) 交付申請の日に、国が実施する補助金交付事業の補助対象車種であり、一般社団法人日本自動車工業会に加盟しているメーカーで四輪以上の自動車であること。</p> <p>(7) 栃木県災害時協力車制度に登録されていること。</p>
--	---

別表第2（第5条関係）

補助対象設備等	補助対象経費	補助金額
<p>定置型蓄電池 （1世帯につき、 1台まで）</p>	<p>定置型蓄電池本体 設置工事にかかる 費用（配線や電気工 事を含む。）</p>	<p>1キロワットアワーあたり1万円 （上限10万円） 1万円に定置型蓄電池の定格容量 （単位はキロワットアワーとし、 1キロワットアワー未満の端数が あるときは、小数点以下第2位を 切り捨て、定格容量が10キロワ ットアワーを超えるものは10キ ロワットアワーとする。）を乗じ、 千円未満を切り捨てた額とする。</p>
<p>電気自動車 （1世帯につき、 1台まで）</p>	<p>車両本体（登録料、 付属品は除く。）</p>	<p>10万円／件</p>

別表第3（第6条関係）

補助対象設備等	添付書類
定置型蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> (1) 工事の内容が明記されている工事請負契約書又は 売買契約書等の写し (2) 領収書（設置費用の支出を証する書類及び費用の内 訳を示す書類等の写し） (3) 保証書の写し (4) 設置後の状況を示すカラー写真 (5) 太陽光発電システムと直接連携ができることが確 認できる書類 (6) 型式及び仕様等が確認できる書類 (7) 工事証明書 (8) その他町長が必要と認める書類
電気自動車	<ul style="list-style-type: none"> (1) 購入に係る売買契約書等の写し (2) 購入に係る領収書の写し（割賦払いによる購入の場 合は、その契約書等の写し） (3) 自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の 写し（車両ナンバーに変更があった場合は、変更前 後の写し） (4) 購入後の状況を示すカラー写真（自動車登録番号及 び車両の保管場所が確認できるように撮影された写 真） (5) 車両のカタログ又は仕様書 (6) 栃木県災害時協力車制度登録決定通知の写し (7) 販売証明書 (8) その他町長が必要と認める書類

別表第4（第12条、第13条関係）

補助対象設備等		耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）による）
定置型蓄電池		6年
電気自動車	普通自動車	6年
	軽自動車	4年